

	問	回 答
1	この補助制度の目的は何か。	食材料費の高騰により増大する医療機関（保険医療機関である病院・有床診療所であり、県内に所在するもの）の負担を軽減し、健全な経営の維持を図るための支援をすることが目的です。
2	食材料費の支援単価（3,200円）の考え方は。	令和5年12月22日付けの厚労省事務連絡に示されている計算式によっております。 【病床数 × 2か月（4・5月分） × 1,600円（1床あたり高騰分／国基準より）】
3	なぜ2か月（4・5月分）なのか。	診療報酬の改定（6月）まで支援を実施するものです。
4	なぜ定額の支援なのか。	食材料費は光熱水費と比べ支払の形態が多様であり、また、回数も多いことから、根拠書類の提出に係る負担が過大となるため、定額の支援としております。
5	光熱水費の支援はないのか。	国の「デフレ完全脱却のための総合経済対策」において、医療機関の入院時の食費に関して言及されたことを受け、今般の事業は、食材料費を支援するものとしております。
6	支援としては不十分ではないか。	物価高騰は医療機関に限らず、どの事業者も影響を受けているところですが、今回、価格転嫁が困難な公定価格に基づく収入が大部分を占める医療機関への支援に、令和4年度、令和5年度に引き続き取り組むこととしたところですので、ご理解願います。
7	今後、追加の支援はあるのか。	現時点では、追加の支援の予定はありません。
8	運営法人は県内に所在するが、県外に所在する医療機関についても支援対象となるのか。	県内に所在する医療機関を補助の対象としていますので、県外に所在する医療機関は対象となりません。なお、運営法人が県外に所在していても、医療機関が県内に所在していれば対象となります。
9	令和6年4月1日の時点では事業を開始していなかったが、対象となるか。	対象となりません。
10	申請時点で休止しているが、対象となるか。	対象となりません。
11	近々事業所を廃止する予定だが、対象となるか。	事業を継続する意思がない場合、対象となりません。

	問	回 答
12	公立（県立、市立を指す）の医療機関は対象となるのか。	地方公営企業の適用を受けている医療機関は対象となります。
13	老健施設等の福祉施設内の診療所は対象になるか。	当該診療所が保険医療機関として厚生局の指定を受けている場合は対象となります。
14	入所施設（ベッド）のある助産所は対象にならないのか。	物価高騰は医療機関に限らず、どの事業者も影響を受けているところですが、今回は、価格転嫁が困難な公定価格に基づく収入が大部分を占める医療機関への支援とさせていただいておりますのでご理解願います。
15	医療機関を運営する法人の法人格に制限はあるか。	運営法人の法人格に制限は設けておりません。いずれの法人格であっても申請可能です。
16	確定申告していないが、対象となるか。	個人事業主として確定申告していない場合でも、市県民税の申告をしていれば対象となります。
17	申請書等の様式はどのようにして入手するのか。	申請書等の様式は、茨城県保健医療部保健政策課のホームページからダウンロードしてください。 <a href="https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/koso/iji/koso/shienkin/iryofukushi_sh_r6.html">https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/koso/iji/koso/shienkin/iryofukushi_sh_r6.html</a> ホーム > 茨城県の各部局の業務案内 > 保健医療部 > 本庁 > 保健政策課 > 令和6年度医療機関物価高騰対策支援金について
18	インターネットを使うことができないので、申請書を郵送してほしい。	県から申請書の郵送はしませんので、県医師会に所属している場合は、会から提供を受けてください。 ⇒県医師会に所属していない場合は、FAXで対応します。FAX番号を教えてください。
19	申請書等の作成方法は。	申請マニュアルを上記のホームページに掲載しておりますので、そちらをご覧ください。いばらき電子申請・届出サービスにもこちらから飛ぶことができます。
20	申請書等及び添付書類の提出はどのようにするのか。	原則として「いばらき電子申請・届出システム」で申請をお願いします。なお、添付ファイルが50MBを超える場合は、添付できませんので郵送で申請してください。その場合は、郵便物が追跡できる方法（簡易書留、レターパック等）で申請してください。
21	複数の医療機関がある場合、それぞれ分けて申請するのか。	1つの法人又は個人で複数の医療機関を運営する場合は、原則として、茨城県内で運営する全ての医療機関の申請額を取りまとめて、一括して申請してください。
22	申請はいつからできるのか。	支援金の申請は令和6年5月7日（水）から受付を開始します。

## R6医療機関物価高騰対策支援金 Q &amp; A (令和6年5月7日)

	問	回 答
23	いつまでに申請すればよいか。	令和6年5月24日(金)までに申請してください。郵便の場合は、当日消印有効となります。
24	支援金が振り込まれる金融機関の口座は法人名義以外のものでもよいか。	申請者と異なる口座名義の場合お支払いができません。
25	申請書に法人代表者の押印は必要か	申請書への押印は不要です。
26	「申請内容の裏付けとなる証拠書類を7年間保存」とあるが、具体的にはどのような書類になるのか。	この時期に医療機関が運営していたことを確認できる書類を想定しています。
27	支給決定の通知はあるのか。	支給決定通知は発行しません。振り込みをもって通知に代えさせていただきます。
28	振込時期はいつ頃か。	支援金の振り込みは、申請書等の審査完了から振り込みまで約1~2ヶ月程度を想定しております。
29	市の同様の事業を申請しているが、県との重複受給は可能か。	市の事業とは別事業となりますので、可能です。
30	支援金は課税対象とのことだが、後から消費税の返還はあるか。	県への消費税の返還はありません。
31	「新興感染症」に関する宣誓・同意は、物価高騰とは直接関係のない事であり、不適切ではないか。	令和5年度において、当該支援金の財源には、国の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」が活用されていたことから、新興感染症への対応について宣誓・同意事項とさせていただいたところです。また、国及び県では、これまで、新型コロナウイルス感染症と同様の感染症が発生した際に向けて、改正感染症法に基づく医療措置協定の締結などをお願いしてきたところです。このような経緯を踏まえ、今後の感染症対応における医療提供体制の整備に向け、本事項の趣旨にご理解いただけますようお願いいたします。なお、新興感染症の特性などが、協定の前提とは大きく異なる場合は、協定の見直しなど、実際の状況に応じて対応する予定です。
32	「医療措置協定」は、まだ締結していないが、宣誓・同意していいのか。	現在、医療措置協定の担当課(疾病対策課)で締結の手続きを行っておりますが、当該協定の締結は随時担当課のほうで実施しており、現時点で締結がまだの場合においても、今回宣誓・同意いただければ、物価高騰の補助要件に合致すると整理させていただいております。今後、個別に担当課ないし保健所、郡市医師会より締結の連絡等があるかもしれませんが、その際は当該案内に基づき締結に必要な手続きを行っていただければと存じます。